

#### (4) 許可地域

〈原 則〉



一般の広告物については許可が必要  
許可地域の種別、広告物の種類ごとに許可基準あり  
§7

法令の規定により表示する広告物等	
国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物等	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは當業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、當業所若しくは作業場に表示する広告物等
公職選挙運動による選挙運動のために使用するポスター等	面積1/10以下かつ 0.5m <sup>2</sup> 以下 1個
公益的施設等に寄贈者名等を表示するもの	§ 8-1-1～4

自家 広 告	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは當業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、當業所若しくは作業場に表示する広告物等	1事業所につき10m <sup>2</sup> 以下(屋上は不可)
管理 広 告	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等	10m <sup>2</sup> 以下 1物件に2個以下
冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示する広告物等		2週間以内に限る
講演会、音楽会等のため会場の敷地に表示する広告物等		開催日の5日前から 終了日まで
人、動物、車両(路面バス、路面電車を除く。),船舶等に表示する広告物		§ 8-2-4
政治団体が政治活動のために表示するポスター等		§ 8-2-5
		§ 8-7

- 許可地域
- 〈第1種許可地域〉
    - ・ 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域
    - ・ 新幹線の市長が指定する区間及び当該区間から展望することができる両側各500m以内の区域
    - ・ 高速道路の本線車道から展望することができる本線車道の両側各500m以内の区域
    - ・ 市長が指定する道路・鉄道の市長が指定する区間及び当該区間から展望することができる両側各100m以内の区域
    - ・ 第1種許可地域及び第2種許可地域以外の本市の区域

\*参考  
〔岡山市の主な適用  
除外基準〕

## (2) はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみ表示禁止の物件

- ① 電柱、街路灯柱、消火栓標識及びこれらに類するもの
- ② アーチの支柱及びアーケードの支柱

## (3) 表示禁止の物件

- ① 道路の路面

## 10 禁止広告物（条例第6条）

次に掲げる広告物等は、市内全域において、一切表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## 11 許可地域（条例第7条）

本市の区域内では、市長の許可を受けなければ広告物等を表示し、設置することができない。ただし、条例第8条に該当すれば、適用除外として許可を受けずに表示し、又は設置できる場合がある。

許可地域は3種類に種別指定して、それぞれに許可基準を設定し、地域の特性に応じた規制を行うこととしている。なお、詳細な区域については、告示（P129）を参照のこと。

区域名	指 定 地 域		
第1種 許可地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		
第2種 許可地域	次の道路の全線の両側500m以内の区域	山陽自動車道 中国横断自動車道	
	次の鉄道の指定区間の両側500m以内の区域	山陽新幹線	
	次の道路の指定区間の両側100m以内の区域	国 道 2号 53号 180号 180号岡山西バイパス 180号一宮バイパス 250号 429号	
		県 道 金甲山線 鮑浦東児線 長谷小串線 妹尾御津線 寒河本庄岡山線 清音真金線	
		その他 広域農道児島湾線	
	次の鉄道の指定区間の両側100m以内の区域	山陽本線 本四備讃線 宇野線 津山線 吉備線 赤穂線	
第3種 許可地域	許可地域のうち、第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域		